遺族共済年金決定のご案内

年金証書は年金の支給を受ける権利を証明するものですので、大切に保管してください。

年金証書

47 974
共済 花子
遺族共済年金
昭和 12 年 4 月
令和 3 年 1 月

日本鉄道共済組合 代表者

令和 3 年 4 月 1 日

231-8315
神奈川県横浜市中区本町 6-50-1
共済 花子 殿

日本鉄道共済組合
事務局長

年金決定通知書

3 2	240,000	0	240,000	0	240,000	支給開始

年金支払通知書

3. 4.15	40,000	0	40,000

○○

受給権者の氏名、生年月日、住所を確認してください。誤り等がありましたら、速やかに日本鉄道共済組合へご連絡ください。

「差引支給年額」欄に表示されている額が、年金額（1 年間に支給される額）です。

0 円となっている方で、後日、日本年金機構から提供される情報により年金額を再計算し、年金をお支払いできる方には、改めてお送りいたします。

年金は、各偶数月の 15 日（注１）に、その前月と前々月分の 2 ヶ月分（注２）を、指定された金融機関の口座に振り込むことにより支払います。

（注１）15 日が土日祝日の場合は、その前日に振り込みます。

（注２）「差引支給年額」欄に表示されている額の 12 分の 2 の額です。なお、最初の支払期には、元組合員が死亡した月の翌月から支払期月の前月分までの額をお支払いいたしますので、2 ヶ月分とはならない場合もあります。

（注３）「差引支給年額」が 0 円の場合、「年金支払通知書」は表示されません。

※ 遺族共済年金の額が少ないのでは？

日本鉄道共済組合が支給する遺族共済年金は、元国鉄職員であった方の昭和 31 年 6 月以前の加入期間分の年金です。昭和 31 年 7 月以降の加入期間分の年金は日本年金機構が遺族厚生年金として支給します。